

新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信事業 業務委託仕様書

1. 業務名

新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信事業業務委託

2. 目的

西蒲区の岩室温泉をはじめとした観光地や名所、豊かな自然、特産品、歴史・文化、産業、農産物、食、まつりなど、区内各地には有名なもの、知られていないものなどさまざまな観光資源が存在している。これらを掘り起こし、ウィズコロナに対応、かつ、西蒲区ならではの魅力的な観光コンテンツとしての開発・整備を行い、多彩で訴求力ある情報を掲載した観光パンフレットを制作する。

パンフレット制作においては、多様な観光客の属性（性別・年齢など）や持ち時間、好みや目的など、それぞれのニーズにふさわしい情報をカテゴライズして効率的に提供する。

また、パンフレット制作、配布のみでなく、掘り起こした観光情報やパンフレットを用いてプロモーション事業を実施し観光誘客を促進する。

パンフレットの配布やインターネット上への掲載、プロモーション事業の展開により、区の魅力に気づかせ興味を喚起し、便利・快適・安心・安全な観光地として認知度を高め、交流人口の拡大・各産業の振興を図る。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 観光資源の掘り起こし、調査

西蒲区内各地域に点在する観光地、名所、自然、特産品、歴史・文化、産業、農産物、食、まつりなどの観光素材の掘り起こし、調査を行う。なお、調査に先立ち参考資料として、既存のパンフレット等の資料を提供する。

① 巻、岩室温泉の両観光協会や区内各コミュニティ協議会等の各団体から以下の情報について聞き取りや、調査の連携を行うこと

【温泉】岩室温泉、田ノ浦温泉、多宝温泉、角田山温泉、福寿温泉

【モノ】特産品、食、自然、文化、まつり、歴史、農業、漁業、商工業、産業、交通

【体験】食に関すること（食べ比べ、収穫、調理など）、自転車、まち歩き

② 温泉に関しては岩室温泉を中心とし、岩室温泉新ブランド「黒湯」シリーズについても聞き取りすること

③ 調査で得られた報告書を提出すること

ア 納期 令和5年3月31日

イ 成果物 報告書2冊

電子データ

(2) 観光モデルコースの造成

(1)で掘り起こした観光資源(各地域の観光地や飲食店〈お土産スポットも含む〉、体験など)を組み合わせた観光コースを造成する。

造成するコースは、以下の①~④の条件それぞれに対応したものを造成すること。

- ① 2~3時間の短時間コース、半日コース、1日コースをそれぞれ複数造成すること
- ② 早朝や夕方、夜の時間帯に利用できるコースも設定すること
- ③ 王道コースもあってもよいが、有名な場所だけを組み合わせるのではなく、隠れた名所、名品なども組み込んだコースも設定すること
- ④ 女子旅向け、家族連れ向け、子どもが楽しめるなどの要素を盛り込むようにすること
- ⑤ 酒蔵等を巡るコースも設定すること
- ⑥ 造成したモデルコースは観光パンフレットに掲載するが、掲載しきれなかったコースも含めた報告書を提出すること

(ア) 納期 令和4年11月15日

(イ) 成果物 報告書2冊

電子データ

(3) 観光パンフレット(紙)・デジタルパンフレットの制作

観光パンフレット・デジタルパンフレットのタイトルは統一するが、名称は任意とする。

パンフレット上には必要に応じQRコードを掲載し、誌面では掲載しきれない詳細な情報を関連ホームページから得られるように工夫する。

【観光パンフレット(紙)】

① 仕様・印刷部数

ア 規格(下記を最低限とし、PRに効果的な企画を提案しても良い)

- ・A4判両面印刷(冊子として持ち運べるサイズなら、A3の折り込みや、飛び出す立体的ページデザインも可)
- ・24ページ(表紙・裏表紙含む)

- フルカラー
- 上質 90 kg
- イ 印刷部数
 - 10,000 部以上
 ※用途は公共施設、観光施設等への設置、イベントでの配布、エージェントセールスでの配布等を想定

② 制作方針

- ア 西蒲区の観光情報紙として、区の魅力を効果的に伝え、来訪を促す内容とすること
- イ 観光情報発信の主なターゲットは県内外の小グループや家族連れを想定する。ターゲットそれぞれのニーズを分析し、訴求力のある編集をすること
 - ※ターゲット：女性グループ、夫婦、家族連れ、若者、高齢者などの小人数グループ
- ウ 西蒲区を知らない人が興味を持つようなタイトル、キャッチコピー、表紙デザイン、紙面構成とすること
- エ 「食べる」「見る」「体験する」などのスポット情報が直感的にわかるようにデザインを工夫すること
- オ 紹介する観光スポットや食などは「何がおすすめ」なのか、「どこがいい」のかわかりやすく記載すること
- カ 掲載する飲食店などの民間店舗については事前に市と協議を行う。基本的には、メニュー等の写真のみを掲載し店舗名等の情報については観光協会などへ問い合わせるように記載すること
- キ 利用者が知りたい情報を的確に得られるような工夫を行うこと
- ク 西蒲区までの交通アクセス情報
- ケ 各ターゲットが興味を持つようなおすすめスポット、食、お土産などを選定し、そのニーズにふさわしい画像やキャッチコピーなど掲載方法を工夫し、以下のコンテンツを掲載すること。
 - おすすめ観光スポット、体験スポット（農業体験含む）、その他撮影スポット等
 - 造成した観光モデルコース
 - 食（地元おすすめの食材、農産物、特産品等を使用した料理、酒、など）
 - お土産（地元商店製造のお菓子、飲み物、加工品等、民芸品、工芸

品、農産物)

- 温泉（区内各温泉、岩室温泉黒湯、温泉や温泉街で楽しめるコンテンツや密にならない対応、快適な過ごし方などの紹介）
- ある程度の地域的な偏りは生じても、巻地区、岩室地区、西川地区、湯東地区、中之口地区の各地域の魅力的な観光スポット
- 観光スポット等の場所や問い合わせ先がわかる情報の掲載

③ 業務の内容

- ア 紙面全体の企画立案、デザイン、写真撮影、取材、原稿作成、レイアウト、編集、校正、印刷等作成に必要なすべての業務を実施すること
- イ 写真やイラストなど紙面の構成に必要な素材等は受託者において用意することとするが、季節等の関係で編集時に入手不可能な写真等については市が所有している写真や資料を可能な限り提供する
- ウ 掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと
- エ 原稿については、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係について厳密な確認、校正を行うこと
- オ 校正は、受託者においても行うが、市による確認・校正も行う
- カ 掲載内容は市が最終確認を行う

④ 納品

- ア 納付期限 令和4年11月15日まで
- イ 納付場所 西蒲区産業観光課・新潟市岩室観光施設いわむろや
- ウ 成果品
 - 製本済みの観光パンフレットを上記納付場所に半分ずつ
 - PDFファイル

【デジタルパンフレット】

① 仕様

- ア 紙媒体で編集・制作したパンフレットの内容をデジタル化（デジタルパンフレット）して制作するが、デジタルの特性を生かして再編集してもよい。ただし、デザインは統一すること
- イ 再編集を行った場合は、紙媒体のパンフレット同様厳密な校正を行うものとし、市による校正も行う
- ウ 再編集に当たっては、区への興味を喚起するような編集案を企画提案してもよい
- エ フルカラーで作成すること

- オ 作成したデジタルパンフレット閲覧につながるような提案を行うこと
- カ デジタルパンフレットは受託者が用意したサーバーに格納し、西蒲区ホームページから閲覧できるようにする
- キ サーバーの保守料については、3年分を本業務に含むものとする
- ク 用意するサーバーは、国内に存在しているものとする
- ケ パソコン、スマートフォン、タブレット端末などで閲覧できるものとする
- コ デジタルパンフレットの閲覧環境は、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari 等の汎用的なブラウザの最新版でデバイスに依存することなく閲覧できるものとする
- サ デジタルパンフレットは、Windows 及び MacOS、android、iOS の各最新バージョンで閲覧できるものとする
- シ 各種アプリケーションのダウンロードやインストールを必要とすることなく閲覧できるものとする
- ス 見やすく表示させ、画面上で前ページ及び次ページに移動させる機能及び最初及び最後のページへ移動する機能を有すること
- セ 目次を作成し、目次項目（ページサムネイル及びテキスト）から該当する本文へ移動する機能を有すること
- ソ 操作説明機能を有すること

② セキュリティ対策について

- ア 機密事項（個人情報等）の取り扱いについて、セキュリティに関する管理規定を有していること
- イ 外部からの不正アクセスに対し、情報漏洩、改ざんを防ぐ措置を施すこと
- ウ システムにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、必要に応じてセキュリティパッチ等を適用するなど脆弱性を最小にすること
- エ セキュリティに関する責任者・管理者を設置していること
- オ 業務担当者は、セキュリティ教育を受けているものとする
- カ ウイルス対策として、常に最新の定義ファイルに更新されているなど、十分な対策を施すこと
- キ 再委託する場合、再委託先にもセキュリティルールの運用を徹底し、再委託先と書面で契約手続きを行っていること
- ク セキュリティ対策費はすべて本業務に含まれることとする

③ 納品

ア 納期 令和4年11月15日

イ 成果物 サーバーへの格納をもって納品とするが、制作に使用した写真等のデータを記録したDVD-R等の記録媒体2部を西蒲区産業観光課へ提出すること
※データを格納したDVD-R等のレーベル面に契約件名、作成日等の情報を印刷すること

(4) プロモーションの実施

成果物や掘り起こしを行った観光資源、黒湯シリーズ、特産品、食のPRを絡めたプロモーションを実施すること。

ア 令和5年3月31日までに行うこと

イ 県内外でのイベントを1回以上主催もしくは参加することと、デジタルパンフレット閲覧促進の取り組みを含めたプロモーション企画として5つ以上の事業を実施すること

ウ 西蒲区の魅力を参加者に効果的に伝え、具体的な誘客につなげられる催しを実施すること

エ プロモーションとしては、区の魅力を伝えたり、制作したパンフレットの閲覧を促すための動画の作成やSNS広告、デジタルサイネージ等への掲載などの方法を企画提案してもよい

オ 旅行者自らが各自の都合や興味に合わせて場所を選び観光コースを組めるようなシステムの作成など、独自の提案も可能とする

カ イベント開催の際には効果的な広報を実施し、事業効果を高めること

キ プロモーション終了後、取り組みの実施状況、来場者数及び来場者アンケート等を取りまとめた成果報告書を提出すること

ク 業務の遂行に当たっては、市と協議し調整を行うこととする

ケ イベント内で物販を行う場合は受託者の責任において対応することとし、販売方法に関する企画提案書を作成すること。なお、区内観光協会と協働で実施する場合は、その旨も記載すること

コ イベント開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、「新しい生活様式」に対応した効果的な手法を取り入れること。また、その際には各イベント開催地における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の順守や、ガイドライン等に基づいた新型コロナウイルス感染症への対策の実施など必要な措置

を講ずること

- サ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等やむを得ない事情により、本仕様書に定めのない事柄が発生した場合は市と協議を行い、決定する

5 各業務に付随する業務

- ア 市との打ち合わせ及び連絡調整
- イ 本業務の遂行に必要な関係団体や施設等に対する調査・取材の協力依頼及び連絡調整
- ウ 本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影（必要に応じて市が素材提供を行う）
- エ 全ての業務の完了後、報告書を提出すること
- オ その他本業務に付随する業務（企画提案書を考慮し決定）

6 留意事項

ア 法令順守

本業務の遂行に当たっては、関連する諸法規、条例等を熟知し、これを遵守しなければならない。

イ 著作権について

- ・作成した成果品にかかる受託者の著作権（著作権法〈昭和45年法律第48号〉第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、もしくは受託者は市に譲渡する。
- ・成果品については、第三者の著作権等を侵害してはならない。
- ・この成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果品の差し止めまたは損害賠償を求められた場合、受託者は市に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・成果品の作成にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担で行う

ウ 再委託について

- ・受託者は、市の書面による事前の承諾なくして、本プロポーザルによる業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む（以下「再委託」という。））してはならない
- ・受託者は市の書面による事前の承諾を得て再委託する場合には、再委託の相手方との間に市の委託契約約款が定める趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない

エ 個人情報保護

個人情報（新潟市個人情報保護条例〈平成 13 年 3 月新潟市条例第 4 号。以下「条例」という。〉第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密にかかる情報その他新潟市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するにあたって個人情報等を取り扱う際には、他人その他の者の権利利益を侵害してはならない。

オ 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり知り得た個人情報等を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする

カ その他

- 市から貸与された文書等を市の書面による承諾を得ることなく複写し、または複製しないこと。
- 本業務の実施にあたり、本仕様書等に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、協議を行い決定する。
- 業務履行が困難と判断される低価格の場合は、費用、履行体制などについて調査し、履行困難と判断したときは失格とする場合がある。